



# れんごう茨城

2024年1月31日

No. 136

発行 日本労働組合総連合会  
茨城県連合会  
(連合茨城)

発行人・狩谷祐一／編集人・久保野谷幸夫  
〒310-0022 水戸市梅香 2-1-39  
TEL 029(231)2020/FAX 029(227)8610

ホームページアドレス  
<http://ws1.jtuc-rengo.or.jp/ibaraki/>

## 被災者に寄り添い、 心合わせを大切にした 取り組みを邁進します



連合茨城会長

内山 裕



新年明けましておめでとうございます。健やかな新春をお迎えになられた事とお慶び申し上げます。

旧年中は、連合茨城の各種取り組みに対します、ご理解とご協力を賜り心からの感謝と御礼を申し上げます。

本年も、定期大会で確認いただいた活動方針に沿って、連合茨城の活動の前進を期してまいります。引き続き、ご支援とご協力をよろしく願いたします。

はじめに、1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」により、北陸地域では甚大な被害が生じています。地震や津波等により犠牲となられました方とご家族へ、心から哀悼の意を表しますとともに、被災されたすべての皆様に心からお見舞いを申し上げます。

連合茨城としても被災された皆様に寄り添いながら、私たちに出来ることを、全力で取り組んでまいります。

### 【心合わせを大切に邁進】

労働組合の最大の取り組みであります、「2024春季生活闘争」が本格的に始まります。連合が「未来づくり春闘」を掲げて、3回目の取り組みとなります。経済成長や企業業績の後追いではなく、産業・企業・経済・社会の活力の原動力となる「人への投資」を起点として、ステージを変え、経済の好循環を力強く回していくことをめざしています。

「2024連合アクション」では、「政策実現に向けたオール連合による共感型運動」として、政策・制度の実現、ジェンダー平等・真の多様性、フェアワークの推進、平和・人権、社会貢献活動など、構成組織・地方連合会・連合本部が一体となり、取り組むこととなります。これまで以上に分かりやすく、共感の持てる表現・内容等を工夫し、すべての働く仲間や生活者につながる「連合アクション」を、政策と運動の両輪として積極的に展開することとします。

昨年は、30年振りに高水準で賃上げが実現したと言われていますが、実質的にはその効果が霞んでしまうほど、物価高が継続しています。

持続的な賃上げが可能となるよう経済社会のステージ転換を図るためには、サプライチェーンにおける労務費を含む価格転嫁は必須であります。そのためにも「価格転嫁、価格交渉、環境整備」を強く訴えてまいります。

連合茨城も、構成組織・地域協議会との連携を図りながら、県内の全ての働く仲間の処遇改善に繋がられるよう努力すると共に、心合わせを大切に邁進してまいります。

### 【政策実現に向けた対応について】

昨年は第20回統一地方選挙を始めとし、各級議会議員選挙に取り組んでまいりました。それぞれの取り組みにおいて、連合茨城組織内候補者・推薦候補者に対するご支援とご協力をいただいた結果、全員の当選を果たす事ができました。改めて、ご支援をいただいたすべての皆様に感謝申し上げます。

昨年の臨時国会で「政治と金」の問題が浮上し、与党の現職国会議員が逮捕される事態に発展したことで、国民の怒りと政治不信は極限に達しており、これらの徹底説明がなければ、政治は信頼を取り戻せないと言っても過言ではありません。

しかしながら、現政権の支持率が低迷する中、自公政権に代わる政治を求める国民の声は日に日に高まっていますが、今の野党に対する期待へ直結していないのも事実です。

連合は、現与党に代わって、働く者・生活者の立場で政権を担う、新しい政治勢力の結集に向けて全力で取り組んでまいります。

「政治に無関心でも、政治と無関係ではられない。」

このことを組合員の皆さんと、改めて共有していくことが大切なことと考えております。

### 【連合茨城の役割】

連合茨城として、構成組織・地域協議会のご協力をいただきながら、これまで以上に連合茨城の認知度を引き上げるだけでなく、連合茨城に結集しきれていない、より多くの働く仲間の皆さんに、私たちの声を届けられるように努力していくと共に、組織化・組織拡大に繋げていくこと、そしてすべての働く仲間の生活改善・処遇改善に結び付けられるように、連合茨城としての役割を果たしてまいります。

最後に、加盟組織の更なる飛躍、発展と、働く仲間の皆様のご健勝とご多幸をお祈り申し上げますと共に、連合茨城に対します変わらぬご支援ご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。新春のご挨拶といたします。

## CONTENTS

2024年 内山会長 新年の挨拶	1
2024年 新春のつどい	2
2024春季生活闘争学習会	3

2024春季生活闘争 価格転嫁・取引の適正化に関する街宣行動	3
女性・青年委員会第31回定期総会・学習会	4
働く前にこれだけは知っておきたい ワークルールセミナー	5
なんでも労働相談 ～労働相談事例から～	5
国会議員挨拶文・連合茨城執行部挨拶	6



# 2024年 新春のつどい

2024年1月9日（火）水戸京成ホテルにおいて、構成組織、地域協議会、労働福祉団体、退職者連合の代表者や、茨城県知事をはじめ茨城県関係各位、ならびに茨城県経営者協会をはじめ経済界の皆様、そして、連合茨城が推薦・支持する国会議員と県議会議員など約400名が参加し「**連合茨城 2024新春のつどい**」を開催しました。

2021年以降、コロナ禍により縮小開催としてきましたが、終息には至っていないものの5類感染症への移行を受け、4年ぶりにステークホルダーの皆様が一堂に会して開催することにしました。

2024年春季生活闘争における賃金や生活改善、雇用の確保などの諸課題に力強く取り組むとともに、1,000万連合実現プランに基づく「15万連合茨城」に向け、組織の拡大・強化、運動の充実に向けて力強く取り組むことの意志結集を図る場となりました。

開会冒頭、本年1月1日に発生しました「令和6年能登半島地震」により犠牲となられた方々に対し全員で黙祷を捧げ、内山会長をはじめ、開会にあたりご挨拶いただきましたご来賓の皆様からも、被災された方々への哀悼とお見舞いの言葉が述べられました。

また、各級議員からは、次期衆議院議員総選挙をはじめ、各地方自治体選挙勝利に向けた決意が述べられるなど、連合の政治理念や政策の基調を共有する場となりました。



連合茨城 内山会長



茨城県 大井川知事



茨城県経営者協会 笹島会長



平和な一年を祈念し、ご来賓の皆様による鏡開き



能登半島地震 支援カンパ活動



実行委員（青年・女性委員会）の皆さん、お疲れさまでした

# 2024 春季生活闘争学習会

連合茨城は、2024春季生活闘争の取り組みに向け、11月29日(水) 水戸京成ホテルにおいて、構成組織・単組役員を対象に学習会(参加者：会場 85名・WEB 25名)を開催しました。

基調講演では、日本銀行水戸事務所長 上野 淳氏より、「世界・日本・茨城県内の動向について」、茨城県産業戦略部産業人材育成課長 鈴木 貴裕氏からは、「茨城県リスクリング施策概要説明」と題して講演をいただきました。

また、連合本部・総合政策推進局 労働条件・中小地域対策局長 新沼 かつら氏からは、「連合2024春季生活闘争方針」のポイントについて説明がありました。「未来づくり春闘」を掲げて3回目の取り組みとなる2024春闘は、経済も賃金も物価も安定的に上昇する経済社会へとステージ転換を図る正念場であり、「働くことを軸とする安心社会」に向け、格差是正と分配構造の転換に取り組むこととなります。

連合茨城の2024春闘方針は、昨年12月の執行委員会で確認されており、具体的取り組みについては、戦術委員会及び闘争委員会において都度確認したうえで、組織一丸となって全力で取り組みます。



連合茨城 内山会長



日本銀行水戸事務所長  
上野 淳氏



茨城県産業戦略部産業人材育成課長  
鈴木 貴裕氏



連合本部  
新沼 かつら 局長

## 2024春季生活闘争 価格転嫁・取引の適正化に関する街宣行動

12月19日(火) 17:00 から、水戸駅南口ペDESTロリアンデッキにおいて、「2024 春季生活闘争 価格転嫁・取引の適正化に関する街宣行動」を実施しました。

当日は、継続した賃上げに向けて、価格転嫁や取引の適正化を着実に前進させることが極めて重要であること、ならびに2024春季生活闘争における賃上げへの機運の醸成を目的として、連合本部より芳野会長、連合組織内・推薦議員が参加し、大勢の聴衆の皆さんに熱く訴えました。

連合茨城内山会長も、「2023春闘では結果が出せたが、物価上昇に追いついていない。2024 春闘では持続的な賃上げの流れを作り、価格交渉、価格転嫁、環境整備の3点がどれだけ達成できるかが重要」と強く訴えました。



連合 芳野会長



浅野衆議院議員・青山衆議院議員  
堂込参議院議員も応援演説



連合茨城 内山会長

## 連合茨城 女性委員会 第31回 定期総会・学習会

連合茨城女性委員会は、12月4日（木）茨城県労働福祉会館において、代議員50名の参加により、第31回定期総会を開催しました。

総会は、斉藤幹事（電機連合）の開会あいさつの後、議長に重藤代議員（日教組）を選出し、以降次第に沿って議事が進められました。

女性委員会を代表して挨拶に立った中島委員長（UAゼンセン）は、「『女性』『性別』といった視点は、働く上での不条理の是正、偏見・差別の解消など生活や職場に根づく課題を解決するための手段というだけでなく『誰もが働きやすく、暮らしやすい社会』の実現のための最も有効な視点である」と参加者へ力強いメッセージを送りました。

総会では、2023年度活動報告が承認されるとともに、①労働組合活動への女性参画促進、②雇用における男女平等確保の取り組み、③仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現するための取り組み、④男女平等参画社会推進のための政策・制度要求の取り組み、⑤女性委員会の活動の充実、を柱とした2024年度活動方針について、満場一致で決定されました。

また、2024年度役員について、中島智美委員長（UAゼンセン）をはじめ、12名の役員が選出されました。

総会終了後の学習会では、茨城県食生活改善推進員協議会の真家会長より、「健康こそは～健康づくりとヘルスメイト～」と題し、健康と食の関係や、茨城の特産品を生かした献立など、茨城県食生活改善推進員協議会が全世代に推奨する、「楽しくおいしく健康的な食事」をめざした数多くの取り組みをご紹介いただきました。



女性委員会新旧役員の方皆さん

## 連合茨城 青年委員会 第31回 定期総会・学習会

連合茨城青年委員会は、12月15日（金）茨城県労働福祉会館において、代議員62名の参加により、第31回定期総会を開催しました。

総会は、司会の鈴木幹事（私鉄総連）の開会の挨拶の後、平塚代議員（UAゼンセン）が議長に選出され、以降次第に沿って議事が進められました。

まず始めに、青年委員会を代表して石津委員長（自動車総連）より、「これからの新しい時代を担っていく私たち青年層には、現状の様々な課題改善に向けて積極的に発言・発信し行動することが求められている。今後も青年活動の輪を広げ、仲間を増やし、労働運動を活発化させて行くために協力していきたい。」と挨拶がありました。

総会では、2023年度活動報告が承認されるとともに、①組織の強化と青年委員会の確立、②生活向上と雇用安定をめざした取り組み、③青年組合員の連合運動に対する理解を深める活動、④平和・社会活動の推進、⑤『真の多様性』が根付く職場・社会の実現に向けた取り組み、など2024年度活動方針について満場一致決定され、役員体制についても石津委員長をはじめ17名の役員が選出されました。

総会終了後、第1部の講演では、茨城県営業戦略部 空港対策課 大澤氏より、「便利！快適！茨城空港から空の旅に出かけよう」と題し、茨城空港の概要や特徴、旅行の活用方法を説明いただきました。第2部の講演では、東京電力パワーグリッド(株)茨城総社 浅間氏・松本氏より、「ALPS 処理水について」と題し、ALPS 処理水の特性や安全性に関する説明、処理水の海洋放出に関する取り組み状況をご講演いただきました。



青年委員会新旧役員の方皆さん

働く前にこれだけは知っておきたい

# ワークルールセミナー

11月23日(木) 13時30分から水戸京成ホテルにおいて、これから高校・大学を卒業して就職を予定している皆さんや、アルバイトを始めたい、又は行っている学生の皆さんを対象に、基本的な労働ルールを理解していただくための、「働く前にこれだけは知っておきたいワークルールセミナー」を開催しました。

セミナーには、大学生や高校生など21名が参加し、働くことの意義や労働法制、労働ルール（賃金・労働時間・休日）等、働くうえで知っておくべき基本的なルールを理解し、安心して社会で働くことができるための必要な知識を学び合うことができました。

参加者からは、「知らないことが多く大変勉強になった」「来年就職するので大変良かった」「中学生頃から学べる機会があるといい」「困った時には連合に相談します」などの声をいただきました。

今後も、将来を担う若い皆さんの社会生活の支援をめざす取り組みとして、毎年継続した開催を企画する予定です。



講師の連合茨城・山口アドバイザー

## 労働相談事例から

No.25

### — ストライキ権行使時の損害賠償請求について —



#### 相談内容

株式会社西武が、労働組合に対して十分な説明をしないまま、アメリカの投資ファンドへ売却を強行しようとしていることに抗議して、昨年8月31日、セブン&アイホールディングス傘下の、そごう・西武労働組合が、中核店の西武池袋店でストライキを行いました。

池袋店は、1日4～5億円もの売り上げがあり、このストに対して、会社は組合に対して損害賠償等の請求はできるのでしょうか。

#### 対応内容

ストライキ権は、団結権、団体交渉権と並ぶ憲法28条で認められている労働基本権の一つです。労組法8条は、正当な争議行為（ストライキ）に対して「使用者は同盟罷業（スト）その他の争議行為によって損害を受けても、労働組合またはその組合員に対して賠償を請求することはできない（＝民事免責）」と定めています。さらに、労組法1条2項は「正当な争議行為については刑事免責」も規定しています。

但し、「いかなる場合も暴力の行使は正当な行為と解釈されてはならない」と、暴力の行使については正当と認められていません。

また、政治目的のストライキや、社長の交代要求などの経営権に関する要求などは、労働組合の正当な活動とみなされないという、判決が出ています。さらに、労働協約の有効期間中は、その協約で規定されている事項の変更を要求する行為はできないという、平和義務がありますので注意が必要です。

つまり、正当性はストライキの目的と手段・方法の両面において判断されることになります。

以上に照らして、今回のストライキは、法で定められた手続きを踏まえた正当なものであり、会社や損害を受けた取引先の業者も、労働組合に対して損害賠償の請求はできません。



仕事の不満や不安、  
悩まないでお電話を

なんでも労働相談

0120-154-052

